

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年2月9日

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 長谷川 具章

第1 調達内容

1 業務委託の名称及び数量

(1) 名称

天神川流域下水道天神浄化センター下水汚泥（沈砂・しさ）処分業務委託

(2) 数量

下水汚泥（沈砂・しさ） 約10トン

2 業務委託の仕様

入札説明書による。

3 業務委託の場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 天神浄化センター

4 業務委託の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 入札方法

契約に当たっては入札書に記入された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

第2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

1 単独の業者及びグループの構成員に求める要件

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の廃棄物処理の「産業廃棄物（収集・運搬）」若しくは「産業廃棄物（処分）」に登録されている者であること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処分業の許可（鳥取県内の中間処理（汚泥の焼却施設））、若しくは廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の積み込みから積卸しを行う区域を管轄する都道府県知事の許可）を有している者であること。

(4) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (5) この調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 鳥取県内に本店を有していること。

2 入札者の構成等

入札者は、次のいずれかの条件を満たすこと。

- (1) 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分量の許可及び廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた単独の業者
- (2) 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分量の許可を受けた業者（以下「処分量業者」という。）と廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者（以下「収集運搬業者」という。）により構成されるグループとし、次の要件を満たすこと。
 - ア 廃棄物処理法に基づく処分量業者を代表者とし、代表者が落札者決定までの手続を行い、全ての責任を負うこと。
 - イ 第5の1の(3)の手続において、入札者の構成員を明らかにすること。
 - ウ 入札参加確認を受けた後に、入札者の構成員を変更することは認めない。
 - エ 入札者の構成員は、他の入札者の構成員になることはできない。

第3 契約する者

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 長谷川 具章

第4 入札手続等

1 入札に関する問合せ先

〒682-0722 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜 1517 番地

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 総務班

電話 0858-35-4423

電子メール tottorigesui@t-tenjin.org

2 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 1の場所で、平成30年2月9日（金）から同月26日（月）までの日（日曜日及び土曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に入札説明書及び仕様書を交付する。

なお、1の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、1の場所へ請求すること。
- (2) 入札説明書は、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社ホームページにて掲載する。

<http://www.t-tenjin.org>

3 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第3号）を作成し、電子メールにより1の場所に平成30年2月19日（月）午後5時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、平成30年2月21日（水）にインターネットのホームページ（<http://www.t-tenjin.org/>）によりまとめて閲覧に供する。

- 4 郵便等による入札
不可とする。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日 時
平成30年3月7日(水) 午前11時30分
 - (2) 場 所
1に同じ (天神浄化センター管理棟 2階小会議室)

第5 入札参加者に要求される事項

- 1 本件入札に参加を希望する者にあつては、次の事前提出物を平成30年2月26日(月)午後5時までに郵送又は持参により第4の1の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - (1) 入札参加資格確認書(様式1号)
 - (2) 共同入札願(様式2号)
第2に関し、「業務名」、「構成員」及び収集運搬業者が複数となる場合はその「運搬区間」を記載した書類(下水汚泥(沈砂・しよ)の処分に関する業務提携要領を参照)
 - (3) 本件業務を履行することができることが確認できる次の書類
 - ア 処分業者 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可証の写し
 - イ 収集運搬業者 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(産業廃棄物の積み込みから積卸しを行う区域を管轄する都道府県知事の発行した許可証の写し全て)
- 2 事前提出物の取扱い
事前提出物は返却しない。また、事前提出物は、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社情報公開規程第9条第1項に規定する非開示情報を除き、同規程による公文書の開示の対象とするが、提出した者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。
- 3 入札者は、1の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 4 入札書に記載する金額は、1トン当たりの処分費及び収集運搬費の合算額とする。
なお、契約に当たっては、入札書(様式第4号)に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 入札書(様式第4号)に記載する金額は、百円単位とし百円未満の端数は認めない。
- 6 入札に際し、処分業と収集運搬業(構成員が複数となる場合は、構成員ごと)のそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書(様式第5号)を入札書に添付して提出するものとする。
なお、入札書(様式第4号)の金額と内訳書の金額が一致しない場合は、当該入札は無効とする。
また、内訳書(様式第5号)を提出しない場合又は内訳書の記載内容に不備があつて必要事項を確認しがたい場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は無効とする。
- 7 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状(様式第6号)を提出しなければならない。
- 8 入札書(様式第4号)は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- 9 入札者は、いったん提出した入札書(様式第4号)の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 10 再度入札は2回とする(初回入札と併せて3回とする。)

- 11 入札者は、政令、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- 12 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

第6 資格審査について

- 1 第5により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を平成30年2月28日（水）までに通知する。
- 2 1の審査により入札参加資格がないと認められた者は、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社理事長に対し、入札参加資格がないとした理由について、平成30年3月2日（金）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- 3 2により説明を求められた場合、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社理事長は、説明を求めた者に対して平成30年3月6日（火）までに回答する。

第7 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金
入札保証金は免除する。
- 2 契約保証金
落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

第8 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 第5の1の書類を提出していない者の入札
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状（様式第6号）を提出していない入札
- (4) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (5) 記名押印のない入札書（様式第4号）による入札
- (6) 入札書（様式第4号）の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札
- (7) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

第9 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

第10 契約書作成の要否

要

第11 その他

- (1) 下水汚泥（沈砂・しき）の試験結果は、別紙「試験結果証明書」のとおり
- (2) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (3) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (4) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (5) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、発注者が、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (6) 再委託の禁止
 - ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
 - イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。
 - (ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
- (7) 業務内容に関する説明会は、開催しない。
- (8) 第7の2の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第7号）を第4の1の場所に提出すること。
- (9) 詳細は、入札説明書による。

天神川流域下水道天神浄化センター
下水汚泥（沈砂・しよ）処分業務委託入札説明書

1 業務委託の目的

天神浄化センターにおいて発生する下水汚泥（沈砂・しよ）について、関係法令等に基づき適正に搬出及び処理することを目的とする。

2 業務委託の期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

3 汚泥を搬出する場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 天神浄化センター

4 対象とする汚泥

下水汚泥（沈砂・しよ。汚泥成分試験結果は、別紙を参照）

5 汚泥の搬出量

約10トン

6 入札参加者が具備すべき条件等

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の廃棄物処理の「産業廃棄物（収集・運搬）」若しくは「産業廃棄物（処分）」に登録されている者であること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処分業の許可（鳥取県内の中間処理（汚泥の焼却施設））、若しくは廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の積み込みから積卸しを行う区域を管轄する都道府県知事の許可）を有している者であること。
なお、処分業者と収集運搬業者が共同で入札に参加できることとし、その場合は、別に定める「下水汚泥（沈砂・しよ）の処分に関する業務提携要領」によるものとする。
- (4) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) この調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 鳥取県内に本店を有していること。

7 その他の仕様

その他の仕様については、別に定める「天神川流域下水道天神浄化センター下水汚泥（沈砂・しよ）処分業務委託（処分）仕様書」、「天神川流域下水道天神浄化センター下水汚泥（沈砂・しよ）処分業務委託（収集運搬）仕様書」によるものとする。

下水汚泥（沈砂・しさ）の処分に関する業務提携要領

（目的）

第1 この要領は、天神川流域下水道天神浄化センター（鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 1517）から発生する下水汚泥（沈砂・しさ）の収集運搬及び処分に関する業務委託契約の締結について、複数の者が共同で入札に参加する場合に必要な事項を定めることにより業務委託を適正に行うことを目的とする。

（入札者の構成）

第2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた業者（以下「処分業者」という。）及び廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者（以下「収集運搬業者」という。）により構成される複数の者が入札に参加する場合（以下「共同入札参加者」という。）は、別に定める期日までに、「業務名」、「構成員」並びに収集運搬業者が複数となる場合はその「運搬区間」を明らかにしなければならない。

なお、本業務において公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社（以下「公社」という。）との間で行う全ての手続については、共同入札参加者の構成員のうち処分業者が代表者となり行うものとし、各構成員はそれぞれの分担について責任を負うとともに、業務全般についても連帯して責任を負うものとする。

（入札書の提出）

第3 調達公告に定める入札参加者に必要となる条件を具備した者は、処分費及び収集運搬費の合算額を記載した入札書を提出するとともに、処分業と収集運搬業（構成員が複数となる場合は、構成員ごと）に要するそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書を入札書に添付して提出するものとする。

なお、入札額は下水汚泥（沈砂・しさ）1 トン当たりの単価とし、消費税及び地方消費税の額は含まないものとする。

（落札者の決定）

第4 入札参加者のうち、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札者となり得る同一価格で入札をした者が 2 者以上ある場合には、くじにより落札者を決定するものとする。

なお、入札参加者に必要となる資格を有しない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（契約の締結）

第5 公社は、落札者が共同入札参加者である場合は、各構成員との間で、当該構成員が提出した内訳書に基づき契約を締結するものとする。

試験結果証明書

第 T590361-3 号
平成 30 年 1 月 9 日

公益財団法人
鳥取県天神川流域下水道公社 殿

(名称及び住所)
東和環境科学株式会社
〒730-0841 広島市中区舟入町 6 番 5 号
(事業所の名称、所在地)
東和環境科学株式会社 技術センター
〒734-0013 広島市南区出島二丁目10番37号

依頼者住所 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517
採取場所 沈砂池、重力濃縮槽、機械濃縮、水処理棟スカム分離機
試験対象 汚泥 (溶出試験) 採取者 持込
採取年月日 平成 29 年 12 月 4 日 受付年月日 平成 29 年 12 月 5 日

| 項目 | 単位 | 試料名 (検体名) | 下水汚泥 (沈砂・しき混合試料) | 試験方法 |
|--------------|------|--------------|---------------------|-------------------|
| | | | | |
| アルキル水銀化合物 | mg/L | | 検出せず | S. 46環告第59号付表2 |
| 水銀又はその化合物 | 〃 | | < 0.0005 | 〃 付表1 |
| カドミウム又はその化合物 | 〃 | | < 0.001 | JIS K 0102-55.3 |
| 鉛又はその化合物 | 〃 | | 0.006 | 〃 -54.3 |
| 有機りん化合物 | 〃 | | < 0.1 | S. 49環告第64号付表1 |
| 六価クロム化合物 | 〃 | | < 0.05 | JIS K 0102-65.2.2 |
| ひ素又はその化合物 | 〃 | | 0.016 | 〃 -61.3 |
| シアン化合物 | 〃 | | < 0.1 | 〃 -38.3 |
| ポリ塩化ビフェニル | 〃 | | < 0.0005 | S. 46環告第59号付表3 |
| トリクロロエチレン | 〃 | | < 0.01 | JIS K 0125-5.2 |
| テトラクロロエチレン | 〃 | | < 0.01 | 〃 |
| ジクロロメタン | 〃 | | < 0.02 | 〃 |
| 四塩化炭素 | 〃 | | < 0.002 | 〃 |
| 1,2-ジクロロエタン | 〃 | | < 0.004 | 〃 |

備考 試料の調製は、S. 48環告第13号 (H. 27改正) 第1.1.イ、試料液の調製は第1.1.イに従って行った。
JIS K 0102 (2016年改正) JIS K 0125 (2016年改正)
S. 46環告第59号 (H. 28改正) S. 49環告第64号 (H. 26改正)
「検出せず」とは、定量下限値 (アルキル水銀化合物 : 0.0005mg/L) を下回ることをいう。

検査責任者 廣津隆義



試験結果証明書

第 T590361-4 号
平成 30 年 1 月 9 日

公益財団法人
鳥取県天神川流域下水道公社 殿

(名称及び住所)

東和环境科学株式会社
〒730-0841 広島市中区舟入町 6 番 5 号

(事業所の名称、所在地)

東和环境科学株式会社 技術センター
〒734-0013 広島市南区出島二丁目10番37号

依頼者住所 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517

採取場所 沈砂池、重力濃縮槽、機械濃縮、水処理棟スカム分離機

試験対象 汚泥 (溶出試験) 採取者 持込

採取年月日 平成 29 年 12 月 4 日 受付年月日 平成 29 年 12 月 5 日

| 項目 | 単位 | 試料名 (検体名) | 下水汚泥 (沈砂・しき混合試料) | 試験方法 |
|-----------------|------|--------------|---------------------|-----------------|
| | | | | |
| 1,1-ジクロロエチレン | mg/L | | < 0.1 | JIS K 0125-5.2 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 〃 | | < 0.04 | 〃 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 〃 | | < 0.3 | 〃 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 〃 | | < 0.006 | 〃 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 〃 | | < 0.002 | 〃 |
| チウラム | 〃 | | < 0.006 | S. 46環告第59号付表4 |
| シマジン | 〃 | | < 0.003 | 〃 付表5(第1) |
| チオベンカルブ | 〃 | | < 0.02 | 〃 |
| ベンゼン | 〃 | | < 0.01 | JIS K 0125-5.2 |
| セレン又はその化合物 | 〃 | | < 0.002 | JIS K 0102-67.3 |
| 1,4-ジオキサソ | 〃 | | < 0.005 | S. 46環告第59号付表7 |
| 含水率 | % | | 54.6 | 下水試験方法 5.1.6 |
| | | | 以 下 | 余 白 |
| | | | | |
| | | | | |

備考 試料の調製は、S. 48環告第13号 (H. 27改正) 第1.1.イ、試料液の調製は第1.1.イに従って行った。
S. 46環告第59号 (H. 28改正)
JIS K 0102 (2016年改正) JIS K 0125 (2016年改正)
下水試験方法 (2012年版)

検査責任者 廣津隆義



(様式第1号)

入札参加資格確認書

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 長谷川 具章 様

業務の名称：天神川流域下水道天神浄化センター下水汚泥（沈砂・しさ）処分業務委託

- 1 当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではありません。
- 2 当社は、平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格を有し、その資格区分が役務の廃棄物処理の「産業廃棄物（収集・運搬）」若しくは「産業廃棄物（処分）」に登録されています。
- 3 当社は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可証を有しており、その写しは添付のとおりです。
- 4 当社は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていません。
また、この調達の開札日までに指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 当社は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）ではありません。
また、この調達の開札日までに各手続開始の申立てを行った場合は、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 6 当社は、鳥取県内に本店を有しています。

上記のとおり相違ないことを誓約し、入札への参加を申請します。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

Ⓜ

(作成責任者)
所属・職・氏名
電話番号
FAX番号
電子メールアドレス

【作成上の注意】

- ・グループで応募する場合は、構成員全てについて作成すること。

(様式第2号)

平成 年 月 日

共同入札願い

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 長谷川 具章 様

(構成員)

処分業者
住 所
名 称
代表者

⑩

収集運搬業者
住 所
名 称
代表者

⑩

運搬区間 ～

下記の下水汚泥（沈砂・しさ）処分業務委託に関し、下水汚泥（沈砂・しさ）の処理に関する業務提携要領第2の規定に基づき下水汚泥の処分及び収集運搬業務を共同して受託したいので、その構成員等を提出します。

なお、落札者の決定に当たり、共同入札願いを提出した産業廃棄物処分業者と産業廃棄物収集運搬業者を代表し、産業廃棄物処分業者が入札によりそれぞれの入札額を合計した額による入札書を提出します。

記

業務名：天神川流域下水道天神浄化センター下水汚泥（沈砂・しさ）処分業務委託

【作成上の注意】

収集運搬業者が複数となる場合はその「運搬区間」を記載し、構成員全てが記名押印すること。

(様式第3号)

平成 年 月 日

質 問 書

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 長谷川 具章 様

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の職・氏名)

担当者部署

担当者氏名

電 話

F A X

電子メール

「天神川流域下水道天神浄化センター下水汚泥（沈砂・しよ）処分業務委託」に係る下記事項について質問
します。

記

【質問事項1】

【質問事項2】

【質問事項3】

(様式第4号)

入札書 (第 回)

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 長谷川 具章 様

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、次のとおり入札します。

平成 年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

代理人 住 所
氏 名 ⑩

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 委託業務名 | 天神川流域下水道天神浄化センター下水汚泥（沈砂・しき）処分業務委託 |
| 委託業務場所 | 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 天神浄化センター |
| 入札金額 | 金 円/トン |

(上記入札金額には消費税及び地方消費税を含まない。)

【作成上の注意】

入札金額の内、処分と収集運搬に係る内訳書を添付すること（入札金額は内訳書の入札金額合計額と一致すること。）。

委任状に使用した印鑑を使用すること。

(様式第5号)

内 訳 書

平成 年 月 日

業務名：天神川流域下水道天神浄化センター下水汚泥（沈砂・しよ）処分業務委託

(処分)

| | | | | | | | | | | |
|------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入札金額 | | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

見 積 者 住所

名称又は商号

代表者名

㊞

(収集運搬)

| | | | | | | | | | | |
|------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入札金額 | | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

見 積 者 住所

名称又は商号

代表者名

㊞

【作成上の注意】

収集運搬業者が複数となる場合は、欄を追加し、それぞれ入札金額及び見積者を記載すること。

(様式第6号)

委 任 状

平成 年 月 日

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 長谷川 具章 様

委 任 者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

⑩

私は、下記の者を代理人と定め、「天神川流域下水道天神浄化センター下水汚泥（沈砂・しき）処分業務委託」に係る入札の一切の権限を委任します。

受 任 者 住 所

氏 名

⑩

【作成上の注意】

グループで応募する場合は、構成員全てについて作成すること。

(様式第7号)

契約保証金免除申請書

平成 年 月 日

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 長谷川 具章 様

(申請者)
住 所
商号又は名称
役職及び氏名

㊞

(この申請に係る担当者及び連絡先)
所属・職・氏名
電 話 番 号
ファクシミリ
電子メールアドレス

平成30年2月9日付けで公告のあった下記案件の契約に係る契約保証金について、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第112条第4項の規定により契約保証金の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 業務の名称 天神川流域下水道天神浄化センター下水汚泥（沈砂・しさ）処分業務委託
- 2 理由（該当しないものを抹消すること。）
 - (1) 保険会社との間で公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結している。
 - (2) 国又は地方公共団体その他の法人と、この契約と同種でかつ同程度の規模であると認められる契約を締結し、過去2年間にこれを誠実に履行した。

注1 申請者は、1の案件の契約を行う者（代表者又は代表者から契約の権限の委任を受けた者）とすること。

注2 保険会社との間に履行保証保険契約を締結している場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券（写し不可）を添付すること。

注3 国又は地方公共団体その他の法人との契約に係る実績については、その実績を証するもの（契約書写し等）を添付すること。

天神川流域下水道天神浄化センター
下水汚泥（沈砂・しき）処分業務委託（収集運搬）仕様書

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、天神川流域下水道天神浄化センター（以下「浄化センター」という。）下水汚泥（沈砂・しき）処分業務委託（収集運搬）（以下「業務」という。）に適用する。

（目的）

第2条 本仕様書は、業務を適正かつ円滑に履行することを目的とする。

（業務の期間）

第3条 平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（業務の履行義務）

第4条 受注者は、契約書、本仕様書、下水道維持管理指針（社団法人日本下水道協会発行）、その他関係図書に基づき、効率的、経済的かつ適正に業務を履行しなければならない。また、受注者は、業務の履行における財政上及び法律上の全ての責任を負うものとする。

（業務の対象となる汚泥）

第5条 業務の対象となる汚泥は、下水汚泥（沈砂・しき）とする（汚泥の溶出試験結果については、別紙を参照）。

（業務の内容）

第6条 業務の内容は、下水汚泥（沈砂・しき）の収集運搬業務（浄化センターから処理施設まで）とする。

（汚泥搬出量等）

第7条 汚泥搬出の予定数量は年間約10トン程度とする。また、搬出量は1回当たり1トン前後とし、搬出頻度は、月に1回程度とする。

なお、詳細については、発注者との協議により決定するものとする。

（下水汚泥の収集場所）

第8条 浄化センターの汚泥搬出場所とする。

（業務管理）

第9条 受注者は、業務の公益性を配慮し、いかなる場合でも業務に必要となる体制を確保し、業務に支障を及ぼさないように努めるものとする。

（関係法令の遵守）

第10条 受注者は、業務の履行に当たり、下水道法（昭和33年法律第79号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関係各県産業廃棄物処理等指導要領その他関係法令を遵守し、業務の円滑な進行を図り、誠実かつ完全な履行とするとともに、これらの法令等の適用運営については、受注者の負担及び責任において行なわな

ればならない。

(安全管理)

第11条 受注者は、業務の履行に当たり労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守し、公衆及び従事する者の安全を図らなければならない。

(緊急事態発生時の処置)

第12条 受注者は、大雨、台風、重大事故等の緊急事態に対応できる体制を確立し、応急処理その他適切な処置が実施できる準備をしておかなければならない。

(収集運搬の変更)

第13条 発注者は、受注者が行う業務が環境上又は安全上適切でないと判断したときは、収集運搬方法の変更を求めることができる。また、受注者はこれに従わなければならない。

(損害賠償及び補償)

第14条 受注者は、浄化センターの施設に対して汚染又は損害を与えた場合には、直ちに発注者に報告し、その指示により、受注者の責任で速やかに原状に復旧しなければならない。

2 受注者は、業務の履行に当たり第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償等の責任を負わなければならない。

(検収)

第15条 下水汚泥（沈砂・しき）の積込運搬量については、発注者及び受注者の立会いで検収するものとする。

(故障事故報告)

第16条 受注者は、業務の履行に当たり、故障又は事故等の不測の事態が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。

(下水汚泥収集運搬業務)

第17条 受注者は、鳥取県内に本店を有し、かつ廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を得ていなければならない。

2 受注者は、下水汚泥（沈砂・しき）の運搬において、適切な臭気対策を行うとともに、運搬経路に汚泥又は脱離液等が脱落あるいは飛散しないよう万全の処置を講じるとともに、交通法規等を遵守して運搬しなければならない。また、万一脱落あるいは飛散した場合は、受注者が全ての責任を負い処理するものとする。

3 下水汚泥（沈砂・しき）の搬出は、発注者が事前に搬出日時を指定するものとし、受注者はこれに従わなければならない。

4 搬出経路については、原則として浄化センターの北側出入口を使用し、一般県道羽合東伯線の交差点に至るまでの区間は、天神川右岸の堤防道路を通行しなければならない（別紙2の搬出経路指定区間）。

5 受注者は、第6条に規定する業務を、第三者に再委託してはならない。ただし、受注者が、廃棄物処理法の定める再委託基準に従い、事前に発注者に報告（再委託する汚泥の数量等を記載し、再委託する業者の産業廃棄物収集運搬業の許可証の写しを添付）し発注者の許可を受けた上で再委託する場合はこの限りでない。

(浄化センター内の運転)

第18条 浄化センター内の運転については徐行運転とし、アスファルト、コンクリート等を損傷しないよう十分注意しなければならない。

(資格を要する業務)

第19条 受注者は、業務の履行に当たり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

(履行報告)

第20条 受注者は、毎月の委託業務が完了したときは、翌月7日までに業務完了報告書（以下「報告書」という。）を発注者に提出しなければならない。

(業務完了)

第21条 受注者は、本委託期間における業務が完了した時は、速やかに業務完了通知書を発注者に提出しなければならない。

(疑義等の解決)

第22条 受注者は、本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合には、発注者と協議の上決定するものとする。

天神川流域下水道天神浄化センター
下水汚泥（沈砂・しさ）処分業務委託（処分）仕様書

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、天神川流域下水道天神浄化センター（以下「浄化センター」という。）下水汚泥（沈砂・しさ）処分業務委託（処分）（以下「業務」という。）に適用する。

（目的）

第2条 本仕様書は、業務を適正かつ円滑に履行することを目的とする。

（業務の期間）

第3条 平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（業務の履行義務）

第4条 受注者は、契約書、本仕様書、下水道維持管理指針（社団法人日本下水道協会発行）及びその他関係図書に基づき、効率的、経済的かつ適正に業務を履行しなければならない。また、受注者は、業務の履行における財政上及び法律上の全ての責任を負うものとする。

（業務の対象となる汚泥）

第5条 業務の対象となる汚泥は、下水汚泥（沈砂・しさ）とする（汚泥の溶出試験結果については、別紙を参照）。

（業務の内容）

第6条 業務の内容は、下水汚泥（沈砂・しさ）の処分業務とする。

（汚泥搬出量等）

第7条 汚泥搬出の予定数量は年間約10トン程度とする。また、搬出量は1回当たり1トン前後とし、搬出頻度は、月に1回程度とする。

なお、詳細については、発注者との協議により決定するものとする。

（業務管理）

第8条 受注者は、業務の公益性を配慮し、いかなる場合でも業務に必要となる体制を確保し、業務に支障を及ぼさないように努めるものとする。

（関係法令の遵守）

第9条 受注者は、業務の履行に当たり、下水道法（昭和33年法律第79号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関係各県産業廃棄物処理等指導要領その他関係法令を遵守し、業務の円滑な進行を図り、誠実かつ完全な履行とするとともに、これらの法令等の適用運営については、受注者の負担及び責任において行わなければならない。

（安全管理）

第10条 受注者は、業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守し、公衆及び従事する者の安全を図らなければならない。

（検収）

第11条 受注者は、下水汚泥（沈砂・しさ）の処理量について重量指示計を使用して検収するものとする。

(故障事故報告)

第12条 受注者は、業務の履行に当たり、支障となる故障、事故等の不測の事態が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。

(業務実施に当たっての留意事項)

第13条 受注者は、焼却による方法で下水汚泥（沈砂・しき）を処分しなければならない。

2 受注者は、監督官庁等の許可を得た鳥取県内の産業廃棄物中間処理施設で下水汚泥（沈砂・しき）の処理を行わなければならない。

3 受注者は、産業廃棄物の中間処理施設の維持管理について、関係法令等を遵守し、下水汚泥（沈砂・しき）の適正な処分に万全を期さなければならない。

4 受注者は、第6条に規定する業務を第三者に再委託してはならない。ただし、廃棄物処理法の定める再委託基準に従い再委託する場合でかつ発注者が事前に承諾した場合はこの限りでない。

(資格を要する業務)

第14条 受注者は、業務の履行に当たり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

(履行報告)

第15条 受注者は、毎月の委託業務が完了したときは、翌月7日までに業務完了報告書（以下「報告書」という。）を発注者に提出しなければならない。

(業務完了)

第16条 受注者は、本委託期間における業務が完了した時は、速やかに業務完了通知書を発注者に提出しなければならない。

(疑義等の解決)

第17条 受注者は、本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合には、発注者と協議の上決定するものとする。

天神川流域下水道天神浄化センター 位置図

【広域】



【詳細】

